江府町中・高校生等自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱

平成３１年４月１日

訓令教委第１号

（目的）

第１条　この要綱は、中学生及び高校生等による自転車利用時のヘルメット着用を促進し、保護者の経済的負担を軽減することを目的として交付する江府町中・高校生等自転車用ヘルメット購入補助金について、江府町補助金等交付規則（昭和３８年江府町規則第１３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象等）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に居住し、次の各号に掲げる中学校及び高等学校等に通学する生徒（以下「生徒」という。）のために、自転車用ヘルメットを購入する保護者とする。

（１）学校教育法（昭和２２年法律第２６号。次号において「法」という。）に定める中学校及び高等学校

（２）その他、法に定める学校のうち、前号に準ずると認められる学校

２　補助金の対象となるヘルメットは、新品の自転車乗車用ヘルメットで、ＳＧマーク（一般財団法人製品安全協会が経済産業大臣の承認を得て、定められた認定基準に適合している製品にのみ表示するマークをいう。）が貼付されたものとし、他の補助金により購入費用が支給されていないものをいう。

３　補助金の額は、３，０００円またはヘルメットの購入金額のいずれか低い額とし、予算の範囲内でこれを交付する。

４　補助金の交付回数は、生徒１人につき中学校への入学から第１項第１号に掲げる高等学校にあっては正規の修業年限まで、同項第２号に掲げる学校にあっては高等学校課程とみなされる修業年限までの間において１回とする。

（交付申請）

第３条　補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、江府町中・高校生等自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。ただし、江府町立江府中学校に在学している場合は（３）の添付を省略することができる。

（１）ヘルメット購入に係る領収書の写し（申請者または生徒の氏名の記載があるもの）

（２）ヘルメットにＳＧマークが貼付されていることが確認できる書類

（３）生徒手帳の写し等生徒が中学校または高等学校等に在学していることが確認できる書類

（４）その他町長が必要と認める書類

２　申請期間は、ヘルメットを購入した日から起算して１年以内とする。

（交付決定）

第４条　町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、規則第６条第１項の規定により補助金の交付を決定し、規則第８条第１項の規定により補助対象者に交付の決定を通知しようとするときは、江府町中・高校生等自転車用ヘルメット購入補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第５条　前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、江府町中・高校生等自転車用ヘルメット購入補助金請求書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第６条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

（２）その他町長が適当でないと認めたとき。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。